

# 坂出發電所5号機建設計画 計画段階環境配慮書の縦覧および公表について

当社は、高経年化が進む既設火力発電設備の将来的な代替活用を見据え、CO2 排出量が少ない最新鋭の高効率LNGコンバインドサイクル方式を採用した坂出發電所5号機の建設について必要な検討を行うこととしました。

この一環として、本日、環境影響評価法に基づき計画段階環境配慮書(以下、「配慮書」)を経済産業大臣、香川県知事、坂出市長および宇多津町長へ提出いたしましたので、お知らせします。

今回提出した配慮書は、坂出發電所5号機の建設計画において、環境保全のために配慮すべき事項の検討結果を取りまとめたものであり、以下のとおり公表いたします。

## 1. 配慮書の縦覧方法

### (1) 縦覧場所

#### 【関係自治体庁舎】

- ・香川県庁 環境政策課 (香川県高松市番町4丁目1番10号)
- ・坂出市役所 生活環境課 (香川県坂出市室町2丁目3番5号)
- ・宇多津町役場 住民生活課 (香川県綾歌郡宇多津町1881番地)

#### 【当社事業所】

- ・坂出發電所 (香川県坂出市番の州町2番地)

### (2) 縦覧期間

令和7年2月4日(火)～令和7年3月6日(木)

(土曜日、日曜日、祝日は除きます。ただし、坂出發電所においては土曜日、日曜日、祝日も含めご覧いただけます。)

### (3) 縦覧時間

午前9時～午後5時まで

### (4) インターネットによる公表

当社のホームページにおいて、令和7年2月4日(火)午前9時から令和7年3月6日(木)午後5時までの間、配慮書をご覧いただけます。

URL：[https://www.yonden.co.jp/energy/environment/topics/sakaide\\_no5\\_plan.html](https://www.yonden.co.jp/energy/environment/topics/sakaide_no5_plan.html)

## 2. 意見書の提出方法

本配慮書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見箱に投函いただくか、当社宛に書面にて郵送により意見書をお寄せ下さい。

### (1) 意見書の記載事項

- ・氏名および住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- ・意見書の提出の対象である配慮書の名称
- ・配慮書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載して下さい。）

### (2) 意見書の提出期限

令和7年3月6日（木）まで（当日消印有効）

### (3) 意見書の提出先

〒760-8573

香川県高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社 立地環境部 環境グループ

TEL：090-8215-1263、7851

（土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

以 上